



**JASDAQ**

2018年11月12日

各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2  
株式会社エスケーエレクトロニクス  
代表取締役社長 石田昌徳  
(コード番号: 6677)  
問い合わせ先 経営戦略室長 前川 隆  
電話番号 075(441)2333(代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年11月12日開催の取締役会において、2018年12月21日開催予定の第17期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に資するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2018年12月21日(予定)
定款変更の効力発生日	2018年12月21日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ～ 第 18 条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当社に取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ～ 第 18 条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当社に取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>10</u>名以内、<u>監査等委員である取締役 5</u>名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う<u>ものとし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>補欠監査等委員の予選の効力</u>)  <u>第22条 補欠監査等委員の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)  第23条 (条文省略)  2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。  3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。  4. (条文省略)</p>	<p>(取締役会)  第24条 (現行どおり)  2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。  3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。  4. (現行どおり)</p>
(新設)	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)  <u>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)  第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)  第26条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u>  <u>(員数)</u>  <u>第26条 当会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)  (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選任)</u>  <u>第27条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u>  <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u>  <u>第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u>  <u>第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u>  <u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条 ～ 第36条</p> <p>(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第30条 ～ 第32条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>